

◇大阪市財産規則の一部を改正する規則

- 1 電柱その他継続して設置される物件を設置する場合における行政財産の目的外使用に係る使用料を改定することにした。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この規則は、令和6年7月1日から施行することにした。

(契約管財局管財部連絡調査課)